

議案第20号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の74の項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事又は建築副主事が、同項各号に規定する確認審査」に改め、同項ア中「5,600円」を「6,900円」に改め、同項イ中「9,400円」を「13,000円」に改め、同項ウ中「14,000円」を「21,000円」に改め、同項エ中「19,000円」を「25,000円」に改め、同項キ中「10,000平方メートル」を「1万平方メートル」に改め、同項ク中「10,000平方メートルを超え50,000平方メートル」を「1万平方メートルを超え5万平方メートル」に改め、同項ケ中「50,000平方メートル」を「5万平方メートル」に改め、同表の82の項ア中「11,000円」を「15,000円」に改め、同項イ中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項ウ中「16,000円」を「25,000円」に改め、同項エ中「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の86の項ア中「9,900円」を「12,000円」に改め、同項イ中「11,000円」を「16,000円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「23,000円」に改め、同項エ中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の92の2の項ア中「5,600円」を「6,900円」に改め、同項イ中「9,400円」を「13,000円」に改め、同項ウ中「14,000円」を「21,000円」に改め、同項エ中「19,000円」を「25,000円」に改め、同表の92の11の項ア中「11,

000円」を「15,000円」に改め、同項イ中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項ウ中「16,000円」を「25,000円」に改め、同項エ中「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の92の15の項ア中「9,900円」を「12,000円」に改め、同項イ中「11,000円」を「16,000円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「23,000円」に改め、同項エ中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の122の6の項中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」を加え、同表の123の6の項及び123の7の項を次のように改める。

123の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			認定申請のとき。		
		ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると区長が定める機関(以下「適合性確認機関」という。)が認めた場合	(ア) 一戸建ての住宅			5,800円	
			(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	94,700円
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	119,000円
						(2) 非住宅部分(住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円			
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円			
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円			
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円			

			もの		
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	188,000円	
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による場合をいう。以下同じ。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	22,200円	
		(2) 仕様・計算併用法による場合(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。以下同じ。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	33,200円	
		(3) 標準計算法による場合(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。この項、次項、123の9の項及び123の10の項において同じ。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	44,900円	
	(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	183,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			175,000円		
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			256,000円		
標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円		
			当該部分の床面積の	135,000円	

					合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	329,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	390,000円
			(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合(基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による場合をいう。次項、123の9の項及び123の10の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	434,000円
				標準入力法等による場合(基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。次項、123の9の項及び123の10の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	758,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	896,000円
123の	低炭素	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促				変更

7 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

建築物新築等計画変更認定申請手数料

進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

認定申請のとき。

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合	(ア) 一戸建ての住宅			4,100円		
		(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	66,500円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	83,500円	
			(2) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円		
		イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	15,100円
			(2) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	23,300円					
(3) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の			28,300円		

			合計が200平方メートル未満のもの	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	31,500円
(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	213,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
	(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	231,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	273,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円

					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	627,000円

別表第1の123の8の2の項から123の8の4の項までを次のように改める。

123の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第10条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為をすすむべき当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額			申請又は通知のとき。
		ア 一戸建ての住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	
			当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円	
			当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	9,400円	

<p>一消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為をすするとき建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査</p>	<p>かどうかの審査手数料</p>		の					
		<p>イ ア以外の建築物の住宅部分</p>		当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円			
				当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円			
				当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円			
				当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円			
				当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円			
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円			
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの		68,900円					
<p>123の3の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額</p>				<p>提出又は通知のとき。</p>		
		<p>ア 提出又は通知に併せて当該建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物</p>	<p>(1) 住宅部分</p>		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,800円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11,300円
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23,800円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	52,800円
							当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	94,700円
							当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	119,000円
		<p>(2) 非住宅部分</p>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円				
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円							

				のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	188,000円
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 仕様基準等による場合 (基準省令第1条第1項第2号イただし書又は同号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による場合をいう。以下同じ。)		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	22,200円
		(2) 仕様・計算併用法等による場合(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イただし書若しくは同号イ(2)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。以下同じ。)		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	33,200円
		(3) 標準計算法による場合 (基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。この項から123の8の5の項までにおいて同じ。)		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	44,900円
	(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分	仕様基準等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	183,000円
仕様・計算併用法等による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円

		000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	390,000円
	(2) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場若しくはと畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）又は自動車車庫等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項各号に掲げる用途をいう。以下同じ。）のみの場合における非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	188,000円
	(3) (2)以外の非住宅部分 モデル建物法による場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合をいう。次項及び123の8の5の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円

					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	434,000円
				標準入力法等による場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による場合をいう。次項及び123の8の5の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	758,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	896,000円
123の8の4	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額				提出又は通知のとき。
		ア 提出又は通知に併せて当該建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	(ア) 一戸建ての住宅		4,100円	
			(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	66,500円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	83,500円
				(2) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円

				0平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円	
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	15,100円	
		(2) 仕様・計算併用法等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	23,300円	
		(3) 標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	31,500円	
	(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分	仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	127,000円
仕様・計算併用法等による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平	122,000円		

		方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円	
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	213,000円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	231,000円	
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	273,000円	
		(2) 非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等のみの場合における非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		13,800円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,100円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		104,000円	
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの		132,000円	
	(3) (2)以外の非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	119,000円

					未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
			標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	627,000円

別表第1の123の8の4の項の次に次のように加える。

123の8の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額				証明申請のとき。	
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更に関する事項を示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(ア) 一戸建ての住宅				4,100円
			(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		37,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		66,500円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの		83,500円
	(2) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メ	8,000円				

性能確保計画の変更が軽微な変更していることの証明の申請に対する審査

				一トール未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円	
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	15,100円	
		(2) 仕様・計算併用法等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	23,300円	
		(3) 標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	31,500円	
	(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	127,000円
		仕様・計算併用法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円		

		0平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	213,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	273,000円
	(2) 非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等の場合における非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円
	(3) (2)以外の非住宅部分	モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円

					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
			標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	627,000円

別表第1の123の9の項及び123の10の項を次のように改める。

123の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）				認定申請のとき。
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項に掲げる基準に適合していることを示す	(ア) 一戸建ての住宅		5,800円	
		(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	
		当該部分の床面積の	94,700円			

					書類として区分長が定めるものが提出された場合	合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	119,000円		
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	148,000円		
					(2) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円		
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円		
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円		
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円		
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円		
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	188,000円		
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	235,000円		
					イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
								当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
						(2) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円								
(3) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円							
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円							
(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円					
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円					

		0平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	354,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		135,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		229,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		329,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		390,000円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの		449,000円
(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	129,000円

					メートル以上1,000平方メートル未満のもの			
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	361,000円		
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	434,000円		
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	509,000円		
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	758,000円		
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	896,000円		
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1,020,000円		
123の10	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）						変更認定申請のとき。
	ア 申請に併せて建築物のエネルギー	(ア) 一戸建ての住宅				4,100円		
	(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円		

建築物
エネルギー消費性能
向上計画の変更の認定
申請に対する審査

一消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	66,500円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	83,500円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	103,000円
	(2) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	132,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	165,000円
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
		(2) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
		(3) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の	28,300円

			合計が200平方メートル未満のもの	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	213,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	248,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		161,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		231,000円	
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル以上のもの		273,000円	

		00平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	314,000円
(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	357,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		234,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		301,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		430,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		531,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		627,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

別表第1の123の11の項を削り、同表の127の3の項中「第29条」を「第42条第1項」に改め、同表備考1中「、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」を「又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料」に、「が備えるべき」を「(123の8の3の項イ(イ)(2)、123の8の4の項イ(イ)(2)及び123の8の5の項イ(イ)(2)の非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等のみの場合における非住宅部分を除く。)が備えるべき」に改め、「(123の8の2の項ア、123の8の3の項ア及び123の8の4の項アの非住宅部分の用途が工場等のみのものの場合並びに123の11の項アの場合を除く。)」を削り、「123の8の2の項イ、123の8の3の項イ、123の8の4の項イ又は123の11の項イ」を「123の8の3の項イ(イ)(3)、123の8の4の項イ(イ)(3)又は123の8の5の項イ(イ)(3)」に改め、同表備考2を削り、同表備考3中「(平成28年政令第8号)第4条第1項」を「第3条」に、「戸」を「戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)」に改め、「、その床面積に対する」を削り、「開口部」の次に「を有するもののうち、当該開口部」を、「割合が」の次に「当該階又はその一部の床面積の」を加え、「非住宅部分」を「建築物の部分」に改め、同表中備考3を備考2とし、備考4を削り、同表備考5中「(123の9の項ア及び123の10の項アの場合を除く。)」を削り、「123の9の項イ又は123の10の項イ」を「123の9の項イ(イ)(2)又は123の10の項イ(イ)(2)」に改め、同表中備考5を備考3とし、同表備考6中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「に同条第3項」を「に同項」に改め、同表中備考6を備考4とし、同表備考7中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同表中備考7を備考5とし、備考8を備考6とし、同表備考9中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「123の8の2の項ア」を「123の8の3の項ア」に改め、同表中備考9を備考7とし、同表備考10中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「123の8の3の項ア」を「123の8の4の項ア」に改め、同表中備考

考10を備考8とし、同表備考11中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」に改め、同表中備考11を備考9とし、同表備考12中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について誘導仕様基準による場合の手数料の額及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について仕様基準等」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料について仕様基準等による場合の手数料の額及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について誘導仕様基準」に改め、同表中備考12を備考10とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の127の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料等を定める等の必要がある。